

# 公 告 書

公告 第 340 号  
令和 4 年 3 月 24 日

## 規約の一部変更について

令和 4 年 4 月 1 日から当健康保険組合の規約を以下のとおり変更する。

1. 規約第 4 条別表第 1 中、「サンデンホールディングス株式会社」を「サンデン株式会社」に改め、「株式会社三和」、「株式会社三和太田第 1 工場」、「株式会社三和伊勢崎第 1 工場」、「株式会社三和伊勢崎第 2 工場」を削る。
2. 規約第 9 条第 2 項別表第 2 中第 1 区、「サンデンホールディングス株式会社」を「サンデン株式会社」に改め、「株式会社三和」、「株式会社三和太田第 1 工場」、「株式会社三和伊勢崎第 1 工場」、「株式会社三和伊勢崎第 2 工場」を削り、第 2 区、「サンデンホールディングス株式会社」を「サンデン株式会社」に改める。
3. 第 3 2 条中（1）「組合会の招集及び組合会に提出する議案に関する事項」を「常務理事の選任及び解任に関する事項」に、（2）「常務理事の選任及び解任に関する事項」を「事業運営の具体的方針の決定」に、（3）「事業運営の具体的方針の決定」を「財産管理の具体的方法の決定」に、（4）「財産管理の具体的方法の決定」を「業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項」に、（5）「業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項」を「その他この規約に定める事項」に改め、（6）を削る。
4. 第 3 6 条中「処理」を「掌理」に改める。
5. 第 4 4 条中 2 項を新設する。
  - 2 法第 4 7 条第 1 項第 1 号に掲げる額が同項第 2 号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第 4 7 条第 2 項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が 7 1 0 千円を超えるときは、7 1 0 千円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とする。
6. 第 5 4 条中「（1）傷病手当付加金」を「（1）傷病手当金付加金」、「（2）延長傷病手当付加金」を「（2）延長傷病手当金付加金」、「（3）家族療養付加金」を「（3）家族療養費付加金」、「（4）合算高額療養付加金」を「（4）合算高額療養費付加金」、

「（５）訪問看護療養付加金」を「（５）訪問看護療養費付加金」、「（６）家族訪問看護療養付加金」を「（６）家族訪問看護療養費付加金」に改める。

7. 第 5 5 条中「傷病手当付加金」を「傷病手当金付加金」に改め、3 項を新設する。

3 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入する。

8. 第 5 6 条中「延長傷病手当付加金」を「延長傷病手当金付加金」に、4 項「法定給付」を「傷病手当金の支給」改め、5 項を新設する。

5 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は四捨五入する。

9. 第 6 1 条中「家族療養付加金」を「家族療養費付加金」に改める。

10. 第 6 2 条中「合算高額療養付加金」を「合算高額療養費付加金」に改める。

11. 第 6 3 条中「訪問看護療養付加金」を「訪問看護療養費付加金」に改める。

12. 第 6 4 条中「家族訪問看護療養費付加金」を「家族訪問看護療養費付加金」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第 1 条 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条及び第 9 条の規定は届出の日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日より適用する。

### （経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員であるものは、新選挙区から選出されたものとみなす。

第 3 条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額算定方法については、なお従前の例による。

サンデン健康保険組合

理事長 橋本 善夫



## 新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p>第1条から第3条（略）</p> <p>（設立事業所の名称及び所在地）</p> <p>第4条（略）</p> <p>別表第1</p> <p>サンデン株式会社                      ジェイ・エイ・エムサンデン労働組合                      サンデン健康保険組合                      株式会社エスディ・メンテナンス                      サンデンシステムエンジニアリング株式会社</p> <p>サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社</p> <p>サンデン・ロジスティクス&amp;リユース株式会社                      サンワファブテック株式会社</p> <p>三和コーテックス株式会社                      サンデンブライトパートナー株式会社                      サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社                      サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社                      サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社                      サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社                      サンデン・アドバンステクノロジー株式会社                      サンデン・ビジネスエキスパート株式会社                      サンデン・リテールシステム株式会社</p> <p>第3条から第8条（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>第2項 別表第2第1区                      サンデン株式会社（群馬地区）                      ジェイ・エイ・エム サンデン労働組合                      サンデン健康保険組合                      サンデンシステムエンジニアリング株式会社</p> <p>サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社                      サンデン・ロジスティクス&amp;リユース株式会社                      サンワファブテック株式会社</p> <p>三和コーテックス株式会社                      サンデンブライトパートナー株式会社                      サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（群馬地区）                      サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（群馬地区）                      サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（群馬地区）                      サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（群馬地区）                      サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（群馬地区）                      サンデン・ビジネスエキスパート株式会社（群馬地区）                      サンデン・リテールシステム株式会社（群馬地区）</p> <p>第9条第2項 別表第2第2区                      サンデン株式会社（群馬地区を除く）                      株式会社エスディ・メンテナンス                      サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（群馬地区除）</p>	<p>第1条から第3条（略）</p> <p>（設立事業所の名称及び所在地）</p> <p>第4条（略）</p> <p>別表第1</p> <p>サンデンホールディングス株式会社                      ジェイ・エイ・エムサンデン労働組合                      サンデン健康保険組合                      株式会社エスディ・メンテナンス                      サンデンシステムエンジニアリング株式会社  <u>株式会社三和</u>  <u>株式会社三和太田第1工場</u>                      サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社  <u>株式会社三和伊勢崎第1工場</u>                      サンデン・ロジスティクス&amp;リユース株式会社                      サンワファブテック株式会社  <u>株式会社三和伊勢崎第2工場</u>                      三和コーテックス株式会社                      サンデンブライトパートナー株式会社                      サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社                      サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社                      サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社                      サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社                      サンデン・アドバンステクノロジー株式会社                      サンデン・ビジネスエキスパート株式会社                      サンデン・リテールシステム株式会社</p> <p>第3条から第8条（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>第2項 別表第2第1区                      サンデンホールディングス株式会社（群馬地区）                      ジェイ・エイ・エム サンデン労働組合                      サンデン健康保険組合                      サンデンシステムエンジニアリング株式会社  <u>株式会社 三 和</u>  <u>株式会社 三 和 太田第1工場</u>  <u>株式会社 三 和 伊勢崎第1工場</u>                      サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社                      サンデン・ロジスティクス&amp;リユース株式会社                      サンワファブテック株式会社  <u>株式会社 三 和 伊勢崎第2工場</u>                      三和コーテックス株式会社                      サンデンブライトパートナー株式会社                      サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（群馬地区）                      サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（群馬地区）                      サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（群馬地区）                      サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（群馬地区）                      サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（群馬地区）                      サンデン・ビジネスエキスパート株式会社（群馬地区）                      サンデン・リテールシステム株式会社（群馬地区）</p> <p>第9条第2項 別表第2第2区                      サンデンホールディングス株式会社（群馬地区を除く）                      株式会社エスディ・メンテナンス                      サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（群馬地区除）</p>

サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（群馬地区除）  
サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（群馬地区除）  
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（群馬地区除）  
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（群馬地区除）  
サンデン・ビジネスエキスパート株式会社（群馬地区除）  
サンデン・リテールシステム株式会社（群馬地区除）

第10条から第31条（略）

（理事会の決定事項）

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において議決する。

- (1) 常務理事の選任及び解任に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針の決定
- (3) 財産管理の具体的方法の決定
- (4) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (5) その他この規約に定める事項
- (6) 削る

第33条から第35条（略）

（常務理事の職務）

第36条 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

第37条から第43条（略）

（標準報酬）

第44条（略）

2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が710千円を超えるときは、710千円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とする。

第45条から第53条（略）

（付加給付）

第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病手当金付加金
- (2) 延長傷病手当金付加金
- (3) 家族療養費付加金
- (4) 合算高額療養費付加金
- (5) 訪問看護療養費付加金
- (6) 家族訪問看護療費付加金

2（略）

3（略）

（傷病手当金付加金）

第55条 被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない

サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（群馬地区除）  
サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（群馬地区除）  
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（群馬地区除）  
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（群馬地区除）  
サンデン・ビジネスエキスパート株式会社（群馬地区除）  
サンデン・リテールシステム株式会社（群馬地区除）

第10条から第31条（略）

（理事会の決定事項）

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において議決する。

- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案に関する事項
- (2) 常務理事の選任及び解任に関する事項
- (3) 事業運営の具体的方針の決定
- (4) 財産管理の具体的方法の決定
- (5) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (6) その他この規約に定める事項

第33条から第35条（略）

（常務理事の職務）

第36条 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

第37条から第43条（略）

（標準報酬）

第44条（略）

2 新設

第45条から第53条（略）

（付加給付）

第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病手当付加金
- (2) 延長傷病手当付加金
- (3) 家族療養付加金
- (4) 合算高額療養付加金
- (5) 訪問看護療養付加金
- (6) 家族訪問看護療養付加金

2（略）

3（略）

（傷病手当付加金）

第55条 被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない

額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

(1) から (2) (略)

2 (略)

(1) 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項のいずれかに該当する場合支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額  
イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

(2) 法第108条第4項に該当する場合

傷病手当金付加金の全額。ただし、第1号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

(延長傷病手当金付加金)

第56条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のうちいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金又は傷病手当金付加金法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額及び規約第55条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額

(2) から (4) (略)

3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金を支給しない。

4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して3ヶ月を経過したときは、支給しない。

第57条から第60条 (略)

(家族療養費付加金)

第61条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、

額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

(1) から (2) (略)

2 (略)

(1) 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項のいずれかに該当する場合支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額  
イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

(2) 法第108条第4項に該当する場合

傷病手当金付加金の全額。ただし、第1号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

(延長傷病手当金付加金)

第56条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のうちいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金又は傷病手当金付加金法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額及び規約第55条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額

(2) から (4) (略)

3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金を支給しない。

4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して3ヶ月を経過したときは、支給しない。

第57条から第60条 (略)

(家族療養付加金)

第61条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。

2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、

「一部負担金相当分」という。)の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から4万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。

3から4(略)

(合算高額療養費付加金)

第62条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者一人につきそれぞれ4万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。

3から4(略)

(訪問看護療養費付加金)

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から4万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。

3から4(略)

(家族訪問看護療養費付加金)

第64条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第

「一部負担金相当分」という。)の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から4万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。

3から4(略)

(合算高額療養付加金)

第62条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者一人につきそれぞれ4万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。

3から4(略)

(訪問看護療養付加金)

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養付加金を支給する。

2 訪問看護療養付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から4万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。

3から4(略)

(家族訪問看護療養付加金)

第64条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第

<p>1 1 1 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（同一月において被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 4 万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。</p> <p>3 から 4（略）</p> <p>第 6 5 条から第 6 8 条（略）</p> <p>附 則 （施行期日） 第 1 条 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 9 条の規定は届出の日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日より適用する。 （経過措置） 第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員であるものは、新選挙区から選出されたものとみなす。 第 3 条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額算定方法については、なお従前の例による。</p>	<p>1 1 1 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（同一月において被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 4 万円を控除して得た額とする。ただし、その額が千円に満たないときは支給しない。</p> <p>3 から 4（略）</p> <p>第 6 5 条から第 6 8 条（略）</p>
---	--